

学校事務だより

令和元年5月20日
第9号
那加第二小学校 藤本ひとみ

事務職員の藤本ひとみと申します。

日頃は学校事務にご協力をいただきありがとうございます。

今年度も保護者の皆様、地域の皆様が、学校事務について理解を深めていただけるよう「学校事務だより」を発行していきます。お時間のある時に読んでいただければ幸いです。

今回の内容は、**就学援助制度** についてです。

学校教育法第19条に、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされています。

1 就学援助の対象者

(1) 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 準要保護者

①市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 ※認定基準は各市町村が規程

②準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助は、市町村が単独で実施（平成17年度より国の補助は廃止）

～文部科学省 就学援助制度についてより～

2 各務原市の就学援助制度について

学齢児童生徒（小学校1年生から中学校3年生）をお持ちの保護者の方で、各務原市教育委員会が経済的な理由で就学が困難と認める保護者については、学用品費・学校給食費などの援助を受けることができます。

(1) 援助対象費 ※生活保護(要保護)世帯は修学旅行費のみ対象

①学用品費

②新入学児童生徒学用品準備費(新小学1年は別途申請者・新中学1年は小学6年の準要保護認定者)

③新入学児童生徒学用品費(②を受給しなかった新小・中学1年) ④通学用品費 ⑤修学旅行費

⑥校外活動費 ⑦学校給食費 ⑧生徒会費 ⑨PTA会費 ⑩部活動・クラブ活動費(中学生のみ)

(2) 援助の額・支給時期

①文部科学省が要保護児童生徒1人あたりに示した額を支給

②年3回(8月・12月・3月)

(3) 申請方法・注意事項

①希望される方が申請書類等を提出

ご希望の方は学校または各務原市教育委員会学校教育課にご相談ください。

②この制度は、援助するもので、学校集金を免除する制度ではありません。



最後までお読みいただきありがとうございました。